

吸収合併に係る事前開示書面
【吸収合併存続会社】

2020年2月12日
株式会社アマダホールディングス
代表取締役社長 磯部 任

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社アマダを吸収合併消滅会社とする吸収合併（効力発生日：2020年4月1日）（以下「本合併」といいます。）に関して、会社法794条1項及び会社法施行規則191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法794条1項）

添付(1)の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則191条1号）

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項（同規則191条2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項（同規則191条3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

最終事業年度に係る吸収合併消滅会社である株式会社アマダの計算書類等は、添付(2)のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項（同規則191条5号）

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号イ）

【自己株式の取得及び消却】

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、会社法165条3項の規定により読み替えて適用

される同法 156 条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法 178 条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

中期経営計画「Task321」達成に向けて、機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実に図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 9,000,000 株（上限）
（自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 2.52%） |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 100 億円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2019 年 11 月 8 日～2020 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|--|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 9,000,000 株
（消却前の発行済株式総数に対する割合 2.44%） |
| ③ 消却予定日 | 2020 年 3 月 31 日 |

6. 合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（同規則 191 条 6 号）

今後、本合併の効力発生日までに予測される当社及び株式会社アマダの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。加えて、本合併の効力発生日以後、当社が負担する債務の履行に支障を来すような事態は現在のところ想定されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、当社が負担する債務につき履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合（同規則 191 条 7 号）

事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合には、当該変更後の事項を直ちに開示いたします。

【添付書類】

- (1) 合併契約書
- (2) 最終事業年度に係る株式会社アマダの計算書類等（2019 年 3 月期）

以 上



合併契約書

株式会社アマダホールディングス

株式会社アマダ



合併契約書

株式会社アマダホールディングス（以下「甲」という）と株式会社アマダ（以下「乙」という）とは、事業一体化並びに経営基盤及び事業競争力の強化のために合併することに合意し、次のとおり合併契約を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第7条において定義される。以下同じ）をもって、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社アマダホールディングス

住所：神奈川県伊勢原市石田 200

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社アマダ

住所：神奈川県伊勢原市石田 200

第2条 （商号）

甲は、本効力発生日をもって次のとおりに商号を変更する。

株式会社アマダ

第3条 （合併による定款の変更）

甲及び乙は、本合併に際して、甲の定款を別途協議の上変更するものとする。

第4条 （合併対価等）

甲乙の合併の対価は、無対価とする。本効力発生日において、甲が乙の発行済株式の全部を保有していることから、本合併によって株主に対して株式その他金銭等の交付は行わない。

第5条 （合併により増加すべき資本金等）

本合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は0円とする。

第6条 (簡易合併及び略式合併)

甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議によらず本契約を承認するものとする。乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の決議によらず本契約を承認するものとする。

第7条 (効力発生日)

本合併の効力発生日(以下「本効力発生日」という)は、令和2年4月1日とする。但し、本合併の手の進行に於じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 甲及び乙が本合併を行う本効力発生日において、本合併前に乙が当事者となる本契約外の会社再編が行われるものとし、それらの順は、次のとおりとする。

- (1) 乙が神奈川県伊勢原市石田 200 に所在する株式会社アマダフランチャイズセンターを吸収合併する。
- (2) 乙が吸収分割の方法により、ジェネファブ事業に関して有する権利義務を、神奈川県伊勢原市石田 200 に所在する株式会社アマダマシンツールに承継させ、株式会社アマダマシンツールがこれを承継する。

第8条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ財産の管理・運営にあたるものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす恐れのある行為については、予め甲乙が事前に協議し、甲乙合意の上これを行なう。

第9条 (従業員承継及び処遇)

甲は、本効力発生日において、同日現在在席する乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用する。

2 乙の従業員の退職金および勤続年数については、従来の乙の基準に基づいて通算するものとし、その他の取扱いについては甲乙協議の上、決定する。

第10条 (合併後の取締役等)

本合併に伴い新たに甲の取締役および監査役に就任する者については、甲が別途に開催する株主総会の決議により選任されるものとする。

第11条 (合併条件の変更および解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間に、天変地異その他不可抗力の事由が生じ重大な影響が生じたとき、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、本契約の解釈に疑義が生じた事項及び合併に関して必要となるその他事項については、甲乙誠実に協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

令和元年12月12日

神奈川県伊勢原市石田 200

甲 株式会社アマダホールディングス
代表取締役社長 磯部 任



神奈川県伊勢原市石田 200

乙 株式会社アマダ
代表取締役社長 磯部 任



第 5 期

事業報告

[自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日]

神奈川県伊勢原市石田 200 番地

株式会社 ア マ ダ

代表取締役社長 磯 部 任



事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社は金属加工機械の総合メーカーとして板金事業をもとに、世界のお客さまの「モノづくり」に貢献すべく、最適なソリューションの提案を進めるとともに、激しい競争環境で勝ち抜く商品力とコスト競争力の強化に努めてきました。

また当社は、当社グループの開発および製造機能を集約し、意思決定の迅速化および業務の効率化を図るため、当社を存続会社としてグループ会社である株式会社アマダエンジニアリングを2018年4月1日付で吸収合併いたしました。

当期の営業成績につきましては、受注高 187,213 百万円（前期比 84.0%増）、売上高 181,529 百万円（同 77.8%増）、営業利益 18,108 百万円（同 104.2%増）、経常利益 18,835 百万円（同 97.0%増）、当期純利益 14,287 百万円（同 97.8%増）と増収増益となりました。堅調な設備投資の拡大を背景に板金事業（グループ内売上を除く）自体も売上増（同 10,767 百万円、18.2%増）となったことに加え、上記合併によりグループ内供給としての売上（68,678 百万円増）が加わったことから、売上は大幅な伸びとなりました。

②設備投資の状況

当期において実施いたしました当社の有形固定資産の設備投資額は、13,967 百万円であります。設備投資等の「当期増加額」の主なものは、株式会社アマダエンジニアリングとの合併によるものであり、「当期減少額」の主なものは、展示場機械及び装置の入れ替えによるものです。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第3期 2017年3月期	第4期 2018年3月期	第5期 2019年3月期
売上高	(百万円)	98,058	102,084	181,529
経常利益	(百万円)	8,655	9,559	18,835
当期純利益	(百万円)	6,398	7,223	14,287
1株当たり当期純利益	(円)	63,986.98	72,235.16	142,876.00
総資産	(百万円)	112,335	113,346	147,801
純資産	(百万円)	54,895	57,817	85,154
1株当たり純資産額	(円)	548,953.06	578,174.43	851,543.09

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社アマダホールディングスで、同社は当社の株式 100 千株（議決権比率 100%）を保有しており、同社を中核会社としてアマダグループを形成しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2016年9月に創業70周年を迎え、次の10年、そして100年企業を見据えた改革に取り組むための新中期経営計画「Task321」を策定しております。

「Task321」で目指すべき3つの水準は次のとおりであります。

- ・売上高30%増加（4,000億円）の達成
- ・経常利益率20%（800億円）の達成
- ・ROE10%の達成

この「Task321」を実現していくうえで、重点市場でのシェア拡大と新たなビジネスモデルの構築を柱とした成長戦略の実行、開発・製造一体のモノづくり改革等による強固な収益体質の確立、バランスシート改革による資本生産性の向上等を図ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の強化をはじめ、環境活動や社会貢献活動にも取り組んでまいります。

具体的な施策といたしましては、次のとおりであります。

① 成長戦略の実行

- ・ファイバーレーザの商品力強化によるレーザビジネスの拡大
- ・ロボットやソフトウェアの技術を駆使した自動化ビジネスの推進
- ・IoTを活用した“V-factory「つながる工場」”によるモノづくり提案の強化
- ・蓄積されたノウハウを活用した新素材分野をはじめとする新規市場の開拓

② 強固な収益体質の確立

- ・開発、製造が一体となったモノづくり改革による原価低減と収益力の強化
- ・キーコンポーネントの内製化、サプライヤーの再編等による調達改革の推進
- ・モジュール開発の進展による設計効率化と品質安定性の向上
- ・高付加価値なエンジニアリング提案による販売価格の改善

③ 資本生産性の向上

- ・リードタイム短縮等による棚卸資産の圧縮
- ・販売金融ビジネスの再構築による売掛債権の圧縮

当社といたしましては、以上のような諸施策を着実に推進・実行することにより、100年企業を目指すアマダグループの中核として機能してまいりたいと存じます。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社は、金属加工機械の開発、製造、販売、サービスを主な事業とし、その他これらに付帯する事業を営んでおります。

板金部門の主要営業品目等は次のとおりであります。

部 門		主 要 営 業 品 目 等
板 金 部 門	マ シ ン	レーザマシン、NC付タレットパンチプレス、パンチ・レーザ複合加工機、プレスブレーキ、ベンディングロボット、シャーリング、板金加工システムライン
	ソ フ ト ・ F A 機 器	F A用コンピューター、F A用ソフトウェア
	サ ー ビ ス	修理、保守、点検
	消 耗 品	パンチプレス、プレスブレーキ用等の各種金型

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

本 社 中 枢 機 能	伊勢原事業所〔神奈川県〕	
販売・サービス拠点	板 金 部 門	株式会社アマダ本社ソリューションセンター〔神奈川県〕 株式会社アマダ関西テクニカルセンター〔大阪府〕 株式会社アマダ販売拠点〔6支店、21営業所〕 株式会社アマダサービス拠点〔48サービスセンター〕
開発・製造拠点	板 金 部 門	株式会社アマダ富士宮事業所 株式会社アマダ土岐事業所

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数
2,343名

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 100,000株 |
| (3) 株主数 | 普通株式 | 1名 |
| (4) 大株主 | | |

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社アマダホールディングス	100,000株	100.00%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	磯部 任	株式会社アマダホールディングス 代表取締役社長
取締役執行役員	川下 康宏	株式会社アマダフランチャイズセンター 代表取締役社長
取締役執行役員	三輪 和彦	株式会社アマダホールディングス 取締役
監査役	重田 孝哉	株式会社アマダホールディングス 常勤監査役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び支給人数

区 分	支給対象のべ人数	報酬等の額
取 締 役	1名	31,680千円

(注) 監査役1名は、無報酬のため除いております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 42,000 千円

(注) 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性において問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備について、以下のとおり基本方針を決定しております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、親会社である株式会社アマダホールディングスが決定した当社グループ内部統制の基本方針に則り、社内規程を順守し、コンプライアンス体制を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを社内に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社グループ内部統制組織である株式会社アマダホールディングスの内部監査部門（以下、内部監査部門という）が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

i) 当社グループ共通規範

業務の遂行にあたり法令、定款の遵守を常に意識するよう「アマダグループ経営理念」及び「アマダグループ行動規範」等を定め、その周知徹底を図る。

ii) 当社グループ内部統制委員会

当社はアマダグループの中核会社として株式会社アマダホールディングスの内部統制委員会（以下、内部統制委員会という）に参画し、内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、専門委員会等重要な会議の議事録並びに、その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規程・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 内部統制委員会は、不正行為及びコンプライアンス（法令・社内規程遵守）関連のリスク情報についての一元管理並びに、緊急事態の発生を漏れなく報告させる目的にて、「不正行為及びリスク情報」に関する調査・解明・伝達ルートの規程を定める。
- ii) 当社は、緊急事態が発生した場合、直ちに取締役会及び社長、監査役に報告し、さらに内部統制委員会へ報告の上、解決を図る体制を構築する。
- iii) 個々のリスク管理については、それぞれのリスクを担当する役員又は部門の長を委員として選任し、各種専門委員会・会議体において審議し、各種のリスクに対応する。
- iv) これらのリスク管理体制の構築、運用状況については、内部監査部門が当社の内部監査を実施する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき経営に関する一定の重要な事項について決定し、職務執行の監督を行う。
- ii) 取締役会の少数精鋭化による意思決定の迅速化と、執行機関の分離による業務執行機能の充実を図るため執行役員制度を採用する。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- iii) 経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議する。

⑤ 当社の取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制

- i) 当社は、グループ全体の基本原則により「アマダグループ経営理念」、「アマダグループ行動規範」を適用する。
- ii) 当社は経営上の重要事項については、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認又は取締役会への報告を求める。
- iii) 内部監査部門は、各部門の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を取締役会、社長及び内部統制委員会に報告する。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 当社の監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人の人事は、代表取締役と監査役が協議の上決定する。
- ii) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、同使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

⑦ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社の取締役、執行役員並びに使用人（以下「役員・使用人」という。）は、当社に重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・使用人は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ii) 当社の役員・使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、当社の監査役の監査計画に応じてあらかじめ予算化し、調査を含む監査上の理由で緊急又は臨時に支出した費用については前払い又は事後に償還するものとする。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

ii) 当社の監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社におけるコンプライアンス

親会社である株式会社アマダホールディングスでは、内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を目的として内部統制委員会を設置し、原則年2回の定例会を実施しており、当社はアマダグループの中核会社として内部統制委員会に参画しております。また、当社を含むグループ全体の法令違反・不正行為の早期発見と是正を目的として、内部監査部門及び社外委託会社を窓口とする内部通報制度を運用しております。なお、内部通報者及び調査協力者は、「内部通報処理規程」において不利な取扱いを受けない旨を定めております。

② 当社取締役の職務執行

当社は取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度については4回開催しております。

③ 当社のリスク管理体制

当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクの発生を未然に防止するために平常時に実施しておくべきこと、またリスク発生時に適切な対応を実施することで被害を最小限にとどめることを目的としてリスク管理に努めております。

個々のリスク管理については、「安全衛生委員会」、「輸出管理本部」、「環境推進委員会」等の各種専門委員会を定期又は随時開催し各種のリスクに対応しております。

④ 監査役

監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会等をはじめとする重要な会議への出席、当社の支店・営業所への往査、稟議書等の重要書類を閲覧のほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、当社も含め監査の実効性を図りました。

会計監査人との関係につきましては、監査計画報告及び期末監査結果報告の受領並びに情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に関する協議を実施いたしました。

以上

第5期

事業報告の附属明細書

〔 自 2018年4月1日 〕
〔 至 2019年3月31日 〕

神奈川県伊勢原市石田200番地

株式会社 ア マ ダ

代表取締役社長 磯 部 任



会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	磯部 任	株式会社アマダホールディングス	代表取締役社長	
	川下 康宏	株式会社アマダフランチャイズセンター	代表取締役社長	
	三輪 和彦	株式会社アマダホールディングス	取締役	
監査役	重田 孝哉	株式会社アマダホールディングス	常勤監査役	

(注) 上記に記載の株式会社アマダホールディングスは当社の親会社であり、それ以外の各社は親会社の子会社であります。また、各社とも当社と同一の部類に属する営業を行っております。

以上

第5期

計 算 書 類

自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日

- 1.貸借対照表
- 2.損益計算書
- 3.株主資本等変動計算書
- 4.個別注記表

神奈川県伊勢原市石田200番地
株式会社アマダ
代表取締役社長 磯 部 任



貸借対照表(2019年3月31日現在)

単位:百万円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,494	支払手形	1,559
受取手形	25,012	電子記録債	23,148
売掛金	36,188	買掛金	12,250
商品及び製品	16,021	リース債	22
仕掛品	4,806	未払金	2,829
原材料及び貯蔵品	8,009	未払費用	6,178
未収入金	5,200	未払法人税等	4,861
預け金	42,939	賞与引当金	2,127
その他の	295	役員賞与引当金	8
貸倒引当金	△152	割賦販売未実現利益	6,016
流動資産合計	139,816	前受収益	1,950
		その他の	574
		流動負債合計	61,526
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース債	9
機械及び装置	3,939	退職給付引当金	49
工具、器具及び備品	290	その他の	1,061
リース資産	12	固定負債合計	1,120
その他の	201		
有形固定資産合計	4,444	負債合計	62,647
無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	304	株主資本	
無形固定資産合計	304	資本金	5,000
		資本剰余金	
投資その他の資産		資本準備金	39,013
破産更生債権等	11	その他資本剰余金	12,638
前払年金費用	1,138	資本剰余金合計	51,651
繰延税金資産	1,867		
その他の	229	利益剰余金	
貸倒引当金	△11	その他利益剰余金	
投資その他の資産合計	3,236	繰越利益剰余金	28,503
固定資産合計	7,984	利益剰余金合計	28,503
		株主資本合計	85,154
		純資産合計	85,154
資産合計	147,801	負債・純資産合計	147,801

損益計算書(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

単位:百万円(未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		181,529
売 上 原 価		131,881
売 上 総 利 益		49,647
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		32,707
割 賦 販 売 繰 延 利 益 繰 戻		3,083
割 賦 販 売 未 実 現 利 益 繰 延		1,915
営 業 利 益		18,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 手 数 料	500	
施 設 利 用 料	107	
雑 収 入	151	
そ の 他	119	886
営 業 外 費 用		
為 替 の 差 損 他	159	
そ の 他	0	159
経 常 利 益		18,835
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
割 賦 債 権 一 括 実 現 益	1,901	1,908
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	8
税 引 前 当 期 純 利 益		20,735
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,432	
法 人 税 等 調 整 額	15	6,448
当 期 純 利 益		14,287

株主資本等変動計算書(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

単位:百万円(未満切捨)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年4月1日残高	5,000	39,013	-	39,013	13,804	13,804	57,817	57,817
事業年度中の変動額								
合併による増加			12,638	12,638	4,621	4,621	17,259	17,259
剰余金の配当					△4,210	△4,210	△4,210	△4,210
当期純利益					14,287	14,287	14,287	14,287
事業年度中の変動額合計	-	-	12,638	12,638	14,698	14,698	27,336	27,336
2019年3月31日残高	5,000	39,013	12,638	51,651	28,503	28,503	85,154	85,154

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 評価基準

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

② 評価方法

(イ) 商 品

機械は個別法

消耗品等は移動平均法

(ロ) 製 品、仕 掛 品

機械は個別法

消耗品は移動平均法

(ハ) 原 材 料

機械は先入先出法

消耗品は移動平均法

(ニ) 貯 蔵 品

主に最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

① リース資産を除く有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械装置及び工具器具備品

5～17年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨オプション等については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、下記のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………製品及び原材料等輸出による外貨建売上債権

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジの有効性の評価方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを確認しており、またヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

5. 収益及び費用の計上基準

割賦基準

当社は割賦基準を採用しており、割賦適用売上高は一般売上高と同一の基準で販売価額の総額を計上し、次期以降の収入とすべき金額に対応する割賦販売損益は、割賦販売未実現利益として繰延処理をしております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,776 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 47,149 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 2,952 百万円
3. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末残高に含まれております。
- 受取手形 603 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
- (1)営業取引による取引高
- 売 上 高 44,831 百万円
- そ の 他 19,205 百万円
- (2)営業取引以外の取引高 61 百万円
2. 割賦適用売上高 9,317 百万円
3. 特別利益に計上されている割賦債権一括実現益は、割賦債権の一部早期回収に伴う割賦販売未実現利益の戻入等によるものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 100,000 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,210百万円	利益剰余金	42,100円	2018年3月31日	2018年6月27日

(2)当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,828百万円	利益剰余金	58,284円	2019年3月31日	2019年6月26日

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	単位:百万円
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	50
棚卸資産評価損金算入限度超過額	378
未払事業税	310
賞与引当金損金算入限度超過額	650
割賦販売未実現利益繰延超過額	15
退職給付引当金損金算入限度超過額	△334
前受収益	548
その他	249
繰延税金資産合計	1,868
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1
繰延税金負債合計	△1
繰延税金資産の純額	1,867

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	単位:%
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割等	0.3
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については、親会社である株式会社アマダホールディングスにて実施しているCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)への預け金によって行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、債権保全のため取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未収入金については、主にグループ会社への仕入代行に係るものであり、そのほとんどが1年以内に回収されるものであります。

営業債務である支払手形及び電子記録債務、買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については下表のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差 額
(1) 現金及び預金	1,494	1,494	—
(2) 受取手形(*2)	24,929	24,386	△542
(3) 売掛金(*2)	36,120	36,120	—
(4) 未収入金(*2)	5,198	5,198	—
(5) 預け金	42,939	42,939	—
(6) 支払手形	(1,559)	(1,559)	—
(7) 電子記録債務	(23,148)	(23,148)	—
(8) 買掛金	(12,250)	(12,250)	—

(*1) 負債に計上されているものは()で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金並びに未収入金の貸借対照表計上額は、対応する貸倒引当金控除後の金額であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形 (3) 売掛金 (4) 未収入金

短期間で決済されるものについては、時価と帳簿価額がほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、割賦債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

当社は割賦基準を採用しており、受取手形の貸借対照表計上額に割賦債権の金利部分が含まれております。なお、割賦債権の金利部分等は、割賦販売未実現利益として繰延処理され、流動負債に計上しております。

(5) 預け金

CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に伴う親会社である株式会社アマダホールディングスへの預け金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形 (7) 電子記録債務 (8) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (*3)	科目	期末残高 (*3)
親会社	株式会社アマダホールディングス	被所有 直接100.0%	板金商品及び金属 加工機械の販売、開 発業務受託等 役員の兼任	商品及び部品の 販売、開発受託	44,831	売掛金	4,175
				CMS預け金	-	預け金	42,939
				経営管理料及びロイ ヤリティー、賃借料 (*1)(*3)(*4)	11,934	未払費用	2,946
親会社の子会社	株式会社アマダマシンツール	—	切削商品及び工作 機械の販売等	商品及び部品の 販売 (*1)(*3)	20,596	売掛金	2,215
親会社の子会社	株式会社アマダツールプレジジョン	—	板金商品及び金属 加工機械の材料譲 渡等	仕入の代行 (*2)(*3)	4,788	未収入金	2,223
親会社の子会社	株式会社アマダオートメーションシステムズ	—	板金商品及び金属 加工機械の材料譲 渡等	仕入の代行 (*2)(*3)	6,757	未収入金	1,994
親会社の子会社	アマダ・アメリカ社	—	当社部品の北米市 場への販売等	商品及び部品の 販売 (*1)	7,417	売掛金	4,176
親会社の子会社	アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社	—	当社部品の欧州市 場への販売等	商品及び部品の 販売 (*1)	6,374	売掛金	3,092

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 商品及び部品の取引条件は、両社協議の上、市場価格を勘案して仕切価格を決定しております。
- (*2) 仕入の代行は、グループ会社が使用する材料等の購入を、当社が代行していることから発生しているものであります。
なお、この仕入の代行について、金利及び手数料は受け取っておりません。
- (*3) 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高については消費税等が含まれております。
- (*4) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)預け金は、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。
また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	851,543円09銭
1株当たり当期純利益	142,876円00銭

(企業統合等に関する注記)

(グループ会社との吸収合併)

当社は、当社を存続会社として、グループ会社である株式会社アマダエンジニアリングを2018年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社アマダエンジニアリング

事業の内容 板金機械の開発・製造、切削・プレス・工作機械の製造

②企業結合日

2018年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社アマダエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社アマダ

⑤その他取引の目的

本合併は、当社グループの開発および製造機能を集約し、意思決定の迅速化及び業務の効率化を図ることを目的とするものであります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

第5期

計算書類の附属明細書

自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月 31日

神奈川県伊勢原市石田200番地
株式会社アマダ
代表取締役社長 磯 部 任



1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	機械及び装置	4,342	10,823	2,406	12,759	8,819	479	3,939
	工具、器具及び備品	500	1,747	218	2,028	1,738	116	290
	リース資産	141	56	179	18	6	36	12
	その他	270	1,340	1,197	413	212	8	201
	計	5,255	13,967	4,001	15,220	10,776	641	4,444
無形固定資産	ソフトウェア	7	314	—	322	18	8	304
	計	7	314	—	322	18	8	304

(注)1.「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

株式会社アマダエンジニアリングとの合併によるもの

機械及び装置	8,951百万円
工具、器具及び備品	1,603百万円
リース資産	31百万円
その他	173百万円
ソフトウェア	59百万円

(注)2.「当期減少額」の主なものは、次のとおりであります。

展示用板金加工機械の振替によるもの

機械及び装置	展示用板金加工機械	1,539百万円
--------	-----------	----------

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	247	75	157	164
賞 与 引 当 金	1,014	2,127	1,014	2,127
役 員 賞 与 引 当 金	40	55	87	8
退 職 給 付 引 当 金 (退 職 一 時 金 制 度)	12	38	1	49
退 職 給 付 引 当 金 (企 業 年 金 制 度)	146	292	1,578	△ 1,138

(注1) 退職給付引当金のマイナス表示は、貸借対照表「投資その他の資産」に「前払年金費用」として表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	7,133	
荷 造 運 賃	3,373	
広 告 宣 伝 費	36	
役 員 報 酬	17	
役員賞与引当金繰入額	1	
給 料	5,102	
賞 与	1,255	
賞与引当金繰入額	1,239	
福 利 厚 生 費	1,445	
退 職 給 付 費 用	405	
接 待 交 際 費	95	
展 示 会 費	600	
旅 費 交 通 費	772	
通 信 費	116	
手 数 料	2,723	
経 営 管 理 料	4,978	
租 税 公 課	889	
減 価 償 却 費	344	
賃 借 料	1,061	
電 算 関 係 費	564	
そ の 他	550	
計	32,707	

監 査 報 告 書

私、監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月13日

株式会社アマダ

監査役

重田孝哉



独立監査人の監査報告書

2019年6月13日

株 式 会 社 ア マ ダ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

鈴木 浩樹 男



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

古賀 祐一郎



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマダの2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上